

東浦町職員募集



ホームページで必ず確認
してください。
 町秘書人事課 内線221

●採用日

令和5年1月1日または
令和5年4月1日

●試験日時(第1次試験)

・高卒以外

8月16日(火)～23日(火)

・事務職(高卒)・技術職(高卒)

9月25日(日)

●申込み

申込書と必要書類を問い
合わせ先へ

※詳細は秘書人事課で配付
する「第2回東浦町職員

採用試験案内(令和5年

1月1日または令和5年

4月1日採用)または町



職種	人数(予定)	受験資格
事務職(大卒)	若干名	平成8年4月2日以降に生まれた方で、大学を卒業または令和5年3月卒業見込みの方
技術職(大卒)	若干名	平成8年4月2日以降に生まれた方で、大学の土木課程または建築課程を卒業または令和5年3月卒業見込みの方
技術職(経験者)		平成4年4月2日以降に生まれた方で、大学の土木課程または建築課程を卒業し、正規社員として関連の民間企業などで実務経験が3年以上ある方
事務職(高卒)	若干名	平成16年4月2日以降に生まれた方で、高校を令和5年3月卒業見込みの方
技術職(高卒)	若干名	平成16年4月2日以降に生まれた方で、高校の土木課程または建築課程を令和5年3月卒業見込みの方
保健師	3名程度	平成4年4月2日以降に生まれた方で、短期大学等もしくは大学を卒業し、保健師資格を取得した方または令和5年3月卒業見込みで、保健師資格を取得見込みの方
保育士	5名程度	昭和52年4月2日以降に生まれた方で、短期大学等もしくは大学を卒業し、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を取得した方または令和5年3月卒業見込みで、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を取得見込みの方
保育士(経験者)		昭和47年4月2日以降に生まれた方で、短期大学等または大学を卒業し、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を取得していること。また、正規社員として保育士の実務経験が3年以上ある方

夏の安全なまちづくり県民運動

8月1日(日)～10日(火)は

「夏の安全なまちづくり県民運動」の実施期間です。

■侵入盗・

車上ねらいに注意!

被害にあわないために

「自分だけは大丈夫」と思わずに

対策しましょう!

●防止対策

①侵入盗

・短時間の外出、在宅中、

就寝中を問わず、窓やド

アのカギをかける

・窓やドアはツーロックに

するほか、補助錠も付け

て防犯効果を高める

②車上ねらい

・短時間でも、車を離れる

ときは必ずカギをかける

・車内に「カバン」や「衣服」な

どを放置しないようにする

町民自治課 内線295

計量器(はかり)定期検査



取引や証明に使われてい

るはかりは、2年に1度の

定期検査が義務付けられて

います。必ず定期検査を受

けてください。

●とき

9月29日(火)、30日(水)

午前10時～正午、

午後1時～3時

●ところ 勤労福祉会館

●手数料

1台 250円

※はかりの種類によって異

なる

●持参するもの

はかり(デジタル、おも

り、分銅を含む)

町商工振興課

(勤労福祉会館内)

☎(83)6118

個人事業税第1期分の納税をお忘れなく



●納期限 8月31日☎

8月中旬に県から納税通知書を送付しますので、納期限までに納付をしてください。

●注意

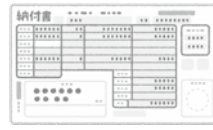
納税通知書には第1期分と第2期分の納付書を同封していますので、納付書を間違えないように注意してください。

●その他

詳細は問い合わせ先へ

☎ 固知多県税事務所

県民税・事業税グループ
☎ 0569(89)8174



中小企業退職金共済(中退共)制度

自転車・三輪車・ベビーカー・パソコン・小型家電製品の回収



中小企業の事業主が従業員の退職金を計画的に準備できる国の退職金制度です。掛金は、全額非課税で一部を国が助成、家族従業員やパートタイマーも加入できます。

☎ 中小企業退職金共済事業本部

☎ 03(6907)1234



各種障害者手当などの現況届の提出



●①～④は現況届の提出が必要で

- ① 特別障害者手当
- ② 障害児福祉手当
- ③ 県在宅重度障害者手当
- ④ 特別児童扶養手当

現況届により前年の所得状況や生計関係などの審査を受ける必要があります。届出がないと、受給資格が

あっても手当を受けることができません。手当を受けている方には案内を送付しますので、必要書類などを問い合わせ先へ

●受付期間

・③は

8月1日☎～8月31日☎

・①②④は

8月12日☎～9月12日☎

●手当の認定を受けていない方へ

一定の条件を満たせば受けられる場合がありますので、問い合わせ先へ

●提出場所・問い合わせ

障がい支援課
内線125



不要になった自転車、三輪車、ベビーカー、パソコン、小型家電製品(60cm以下)の回収を無料で行います。

●とき・ところ

▼9月10日☎

午前9時～正午

・森岡台集会所

・県営東浦住宅集会所

▼9月17日☎

午前9時～正午

・東ヶ丘集会所

・石浜中自治会集会所横駐車場

●小型家電製品例

(縦・横・高さの一番長いところが60cm以下のもの)

パソコン(※)、プリンター、ケーブル類、ゲーム機、電子レンジ、トースター、炊飯器、電気ストーブ、ファンヒーター、オイルヒーター(オイルは抜いておく)、扇風機、掃除機

(ホース・ノズルはもえるごみ)など

※本体とディスプレイが分離したタイプのパソコンは、ディスプレイ部分のみでは回収不可

●回収しないもの

・家電リサイクル品目(テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機)

・シルバーカー、一輪車、キックボード、子ども用おもちゃの乗り物、石油ストーブ、籐とらの乳母車、車いす など

●その他

・小雨決行

・当日手渡しされたもののみ回収。前日や開始前に会場に出すことはできません。

・パソコン・小型家電製品に含まれる個人情報自身で削除してください。

・電動自転車のバッテリーは外してください。

☎ 環境課 内線284

スポーツ指導者養成講習会



学校部活動や地域スポーツ活動の指導者として、すぐに活用できる知識・技能を学ぶことができます。

1講座からでも受講可能です。

●**時間** 午後7時～9時

●**定員** 各回30名(先着順)

※救急法実習は20名

※定員が変更する場合があります

●**受講料** 無料

●**服装**

実技は運動のできる服装、体育館シューズで参加

●**その他**

・6講座中5講座を受講した方には修了証を交付

・過去2年以内に「救急法実習」を受講した方で「普通救命講習修了証」を提示した場合、「救急法実習」の再受講は不要

・受講した方は「町スポーツ指導者」に登録してください。

・町スポーツ指導者の方で平成30年度以降指導者養成講座を受講されていない方は、資格有効期限が令和4年度で切れますので、更新をお願いします。

町スポーツ指導者の方で平成30年度以降指導者養成講座を受講されていない方は、資格有効期限が令和4年度で切れますので、更新をお願いします。

成講座を受講されている方は、資格有効期限が令和4年度で切れますので、更新をお願いします。

●**主催** 町教育委員会

●**申込み**

8月8日(月)～26日(金)に申込書をFAXまたは直接問い合わせ先へ

※申込書は町体育館、文化センター、各ふれあいセンター、各地区コミュニティセンターで配布または町ホームページからダウンロード

☎**町スポーツ課(町体育館内)**

(83) 8333

Fax (84) 2203



内容	講師	形態	とき・ところ
「新しいスポーツ環境の在り方とその構築方法」	部活動地域移行アドバイザー 有限会社プレジャー企画 代表取締役 大棟 耕介氏	【講義】	9月17日(土) はなのき会館
「育成年代における練習アプローチの考え方とその実践」	シーホース三河株式会社 U-15ヘッドコーチ 伊良部 勝志氏	【講義・実技】	9月24日(土) はなのき会館
「救急法実習」普通救命救急～AED実習と心肺蘇生について～	半田消防署 東浦支署員	【実技】	10月1日(土) 町体育館
「育てよう！子どもたちのカラダとココロ！生きる力！」	ゆふ接骨院 鈴木 真子氏	【講義・実技】	10月29日(土) 町体育館
「子どものスポーツ傷害」	FC 刈谷チームドクター 医療法人社団 大須賀医院 おおすが整形外科 院長 大須賀 友晃氏	【講義・実技】	11月19日(土) はなのき会館
「目を輝かせながらスポーツに取り組む子どもを育てるために」	名古屋学芸大学 ヒューマンケア学部教授 浅田 謙司氏	【講義】	11月26日(土) はなのき会館

中京都市圏 パースントリップ 調査にご協力を

県では、外出行動における交通手段の利用状況など、1日の交通の実態を把握し、今後のまちづくりなどに活用するため、9月～11月にかけて交通に関する調査「第6回中京都市圏パースントリップ調査」を実施します。

●**調査対象**

無作為に抽出した世帯の皆さんに案内はがきを送付します。調査へのご協力をお願いします。

☎**町中京都市圏パースントリップ調査サポートセンター**

0120(052)133

☎**愛知県都市計画課**

052(954)6516



町障害者手当を 受けている皆さんへ

手当を受けている方が、次のいずれかに該当する場合は、届出が必要です。障がい支援課で手続きをしてください。

- ・名前、住所、振込み先が変わった場合
- ・受給者が死亡した場合
- ・障害者入所施設、特別養護老人ホーム、養護老人

ホーム、軽費老人ホームに入所された場合

●注意

届出が遅れると、手当を返還していただくことがあります。また、施設に入所されている方が退所された場合も届出が必要になります。
● 閏障がい支援課
内線 121

第11回特別弔慰金の 請求はお済ですか？

●請求期間は令和5年3月31日(金)まで

戦没者等の死亡当時のご遺族で、基準日(令和2年4月1日)において、公務扶助料や遺族年金等を受けられない場合に、特別弔慰金が支給されます。

●対象
次の順位の中で、先順位

の遺族の方おひとりのみ

- (1) 弔慰金の受給権者
 - (2) 戦没者等の子
 - (3) 戦没者等の①父母②孫
 - (4) ③祖父母④兄弟姉妹
 - (4) (1)～(3)以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪など)
- ※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関



係を有していた方に限る

●支給内容
額面25万円、5年償還の記名国債

●必要書類

請求書類と請求される方に応じた戸籍書類など
※請求者の戸籍は、令和2年4月1日以降に取得したものである可能性のある方は問い合わせ先へ
● 申込み
支給対象となる可能性のある方は問い合わせ先へ
● 閏 内線 137

高齢者の 運転免許自主返納を支援します

■対象

- 次のすべてを満たす方
- ・町内に住民票がある方
 - ・満65歳以上の方
 - ・有効期限内のすべての運転免許を自主返納した方

■支援内容

- ①と②をお渡ししています。
- ①町運行バス「う・ら・ら」の利用券
定期券3か月分または回数券

数券6000円分のどちらか

- ②(1)～(4)のうち1つ
- (1) 町が発行する3000円分の共通タクシー券
 - (2) TOICA (JR東海) 3000円分
 - (3) manaca (名古屋鉄道) 3000円分
 - (4) その他(交通系ICカード)への入金3000円



円分)

※(2)～(3)は交通系ICカードで交付

※交通系ICカードの交付3000円分には、デポジット500円分を含む

■申請手順

- 1 各警察署交通課または運転免許試験場で運転免許自主返納手続きをする(代理不可)

●持ち物

有効期限内の運転免許証
●手続き後に受け取るもの
申請による運転免許の取消

消通知書

2 役場住民自治課で手続き(代理可)

●持ち物

- 1 で受け取った運転免許の取消通知書
- ・本人確認書類
 - ※公的機関が発行した顔写真があるもの場合は1点、ない場合は健康保険証、介護保険証、年金証書、年金手帳等の氏名・生年月日、または氏名・住所の記載されている書類のうち2点

▼必要に応じて次の書類も必要

- ・委任状
 - ・本人の口座情報が分かるもの
 - ・(4)の支援を受ける場合交通系ICカードの写しと交通系ICカードに入金した領収書の原本
- 注意
・申請期限は自主返納した日から1年以内
・申請は1人1回限り
● 閏 住民自治課 内線 295